

令和3年度6月追加補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費

新居浜市

事業概要

(福祉部 生活福祉課)

社会福祉協議会で行っている緊急小口資金等の特例貸付を再貸付まで利用したものの、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮している世帯等に対して、自立支援給付金を支給する。

これまでの支援内容(社協で実施)

種類	要件等
緊急小口資金	感染症の影響を受け、一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯 上限:10万円(休校の影響があった世帯等は20万円)
総合支援資金(特例貸付)	感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯(最大3か月) 上限:単身15万円 複数20万円
(貸付延長) (再貸付)	特例貸付を利用後も、なお生計維持が困難な世帯について、生活困窮者自立支援プログラムを受ける等の要件を満たした世帯(貸付延長、再貸付期間とも最大3か月) 上限:特例貸付と同じ

支給額等

支給額及び受給要件		単身世帯	2人世帯	3人世帯
月額支給額(最大3か月)		6万円	8万円	10万円
収入等の要件	月給与額+住宅扶助	11万円	15.3万円	18.2万円
	預貯金等限度額	46.8万円	69万円	84万円
求職活動の要件		・求人先へ応募または面接(週1回以上)等		
その他の要件		・総合支援資金の再貸付まで完了、または再貸付が不承認等で利用できない場合 ・生活保護受給の必要が無い世帯等		

補正額

(千円)

費目等	予算額	積算根拠
支援金	71,400	単身世帯×160 2人世帯×90 3人以上世帯×70
事務費	3,600	受付業務に係る職員手当等
合計	75,000	※全額国庫補助金を充当